

事例番号:300027

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第六部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 3 日

9:00 ノンストレステスト実施のため紹介元分娩機関を受診

9:06- 胎児心拍数陣痛図上、一過性頻脈なし、サイソイタルル<sup>®</sup>ターソ、遅発一過性徐脈を認める

10:30 超音波断層法で胎児発育を認めず、胎児心拍数陣痛図の異常所見より当該分娩機関に紹介、入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 37 週 3 日

11:15- 胎児心拍数陣痛図上、一過性頻脈なく、サイソイタルル<sup>®</sup>ターソ、遅発一過性徐脈を認める

13:19 胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 3 日

(2) 出生時体重:1812g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.35、PCO<sub>2</sub> 42mmHg、PO<sub>2</sub> 15mmHg、HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 23.2mmol/L、  
BE -2.4mmol/L

(4) アプ<sup>®</sup>ガ-スコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 6 点

(5) 新生児蘇生：人工呼吸（バッグ・マスク）

(6) 診断等：

出生当日 低出生体重児、新生児仮死、新生児遷延性肺高血圧症、先天性貧血  
の診断

生後 17 日 体重は 2084g まで増加、退院

生後 26 日 哺乳不良を主訴に当該分娩機関小児科を受診

低体温、哺乳不良、体重増加不良、新生児痙攣の診断

(7) 頭部画像所見：

生後 13 日 頭部 MRI で軽度の低酸素性虚血の所見（大脳基底核、前頭葉の信号異常）を認める

生後 27 日 頭部 CT で大脳白室は広範な低吸収域を呈している

生後 40 日 頭部 MRI で大脳白質の広範囲な嚢胞変性の所見

## 6) 診療体制等に関する情報

### 〈紹介元分娩機関〉

(1) 施設区分：診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 1 名

看護スタッフ：助産師 1 名、看護師 1 名、准看護師 2 名

### 〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分：病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 2 名、小児科医 1 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ：助産師 2 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩前後の低酸素や虚血による脳障害および生後 17 日の退院後から生後 26 日までの間に発症した低酸素性虚血性脳症である可能性があると考えられる。

(2) 生後 17 日の退院後から生後 26 日までの間に発症した低酸素性虚血性脳症の原因は、周産期の脳障害の影響も考えられるが正確な原因は不明である。

### 3. 臨床経過に関する医学的評価

#### 1) 妊娠経過

紹介元分娩機関での妊娠管理は一般的である。

#### 2) 分娩経過

- (1) 妊娠 37 週 3 日、紹介元分娩機関において超音波断層法で胎児発育を認めず、胎児心拍数陣痛図上明らかな一過性頻脈なく遅発一過性徐脈を認めたため、胎児発育不全の診断で当該分娩機関に紹介したことは一般的である。
- (2) 当該分娩機関入院後の胎児心拍数陣痛図でサイソイタルパターソン、一過性頻脈なく、遅発一過性徐脈を認めたため、胎児機能不全の診断で帝王切開を決定したことは一般的である。
- (3) 帝王切開を決定後、児娩出までに 1 時間 34 分を要したことは賛否両論がある。
- (4) 小児科医立ち会いにて帝王切開を実施したことは一般的である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

#### 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)、当該分娩機関NICUに入院としたことは一般的である。

### 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

#### 1) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

##### (1) 紹介元分娩機関

なし。

##### (2) 当該分娩機関

なし。

#### 2) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

##### (1) 紹介元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。